東かがわ市介護サービス事業所等支援金

1　目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により経費が増加する中、その影響を価格に転嫁することができず、公定価格でサービスを維持しながら運営を続けている介護サービス事業所等に対し、支援金を給付することで事業者の負担を軽減することを目的とする。

2　対象となる事業所等

市内に介護サービス事業所・高齢者施設を開設している事業者で、令和7年4月1日時点で①又は②に該当すること。また、令和6年度若しくは令和7年度にサービス等の提供実績があり、事業を休止若しくは廃止していないこと。

①香川県又は東かがわ市による介護サービス等の指定若しくは許可を受けている者

②老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームとして都道府県知事に届出を行っている者及び第20条の6に規定する軽費老人ホーム

対象事業所・施設	支援金の額
○入所・居住系 （介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）	定員×10,000円 30万円限度
○通所系 （通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、、通所リハビリテーション事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所※）	定員×5,000円 15万円限度 週5日未満は開設日数/5 ※空床利用を除く
○訪問系 （訪問介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所）	50,000円／事業所

3　申請等

申請は、対象事業所・施設ごとに、別記様式を令和7年5月21日（水）までに東かがわ市長寿保健課へ提出してください（郵送可）。様式は、市ホームページにも掲載しています。